

期間満了の場合協約に別段の定めなく且當事者何等の  
意思を表示せざるときは期間の定めなき協約として引  
き續き其の効力を有す

第八條 存續期間の定めなき場合は協約當事者は何時に  
ても三ヶ月の解約告知を以て協約を終了せしむること  
を得

産業經濟の急激なる変動の爲め特に必要ありと認め  
るときは存續期間の定めの有無に拘らば地方労働審判  
所は當事者一方の申請に依り前項の解約告知を一ヶ  
月に短縮することを得

第九條 第五條の規定に依る命令に不服あるときは主  
務大臣に訴願することを得

訴願は命令公示の日より二週間内に之を爲す事とす

附 則

第十條 本法は昭和〇年〇月〇日より之を施行す

第十一條 本法施行前實施中の労働協約は本法施行後  
二週間内に届け出でたる場合は第二條の規定に拘ら  
ず引續き有效とす

備考

本試案は協約の大綱を規定するに止り細目に涉る  
点は便宜之を省略せり

第二項 労働運動の昇揚に伴ふ協調運動の再開